

○伊予市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年4月1日規則第63号

改正

平成24年3月9日規則第8号

平成26年3月12日規則第5号

平成27年12月28日規則第56号

伊予市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊予市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成17年伊予市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(重度心身障害者)

第2条 条例第2条第3項第3号に規定する別に市長が定めるものは、次に掲げる者をいう。

- (1) 条例第2条第3項第3号に定める療育手帳（以下「療育手帳」という。）に「A」と記載されている者
- (2) 身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する3級から6級までの者であって、療育手帳に「B」と記載されている者

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条の規定による助成を受けようとする者は、あらかじめひとり親家庭医療費受給者証交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 対象者の被保険者証又は組合員証
- (2) 次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める書類
 - ア 身体障害者 身体障害者手帳
 - イ 知的障害者 療育手帳
 - ウ 身体障害者であって知的障害者である者 身体障害者手帳及び療育手帳
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書を受理した場合において、適当と認めたときはひとり親家庭医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の交付申請書を受理した場合において、不相当と認めるときは、ひとり親家庭医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（受給者証の提示）

第4条 対象者は、条例第2条第5項に規定する保険給付を受けるときは、保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（助成の方法の特例等）

第5条 条例第6条第1項の規定により助成する医療費の審査及び支払に関する事務は、愛媛県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

2 条例第6条第2項に規定する市長が特別の理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）により、ひとり親家庭に係る療養費の支給があったとき。

（2）国民健康保険法を除く医療保険各法により、前号で規定する療養費に相当する家族療養費の支給があったとき。

（3）受給者証による医療給付を行わない保険医療機関等で診療、薬剤の支給又は手当を受けたとき。

3 条例第6条第2項の規定により、医療費の助成を受けようとする対象者は、ひとり親家庭医療費支給申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 前項の申請書は、保険医療機関等において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の末日の翌日から起算して2年以内に提出するものとする。

（届出）

第6条 家庭主等は、交付申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、ひとり親家庭医療費受給内容等変更届（様式第5号）に受給者証を添え、市長に届け出なければならない。

2 家庭主等は、自己又はその保護する児童が受給資格を失ったときは、速やかにひとり親家庭医療費受給資格喪失届（様式第6号）に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第7条 家庭主等は、受給者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭医

療費受給者証再交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

- 2 家庭主等は、前項の申請書を提出する場合において、再交付を申請する理由が破損又は汚損した場合は、当該受給者証を添えなければならない。
- 3 家庭主等は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（受給者証の更新）

第8条 受給者証は、毎年7月1日に更新するものとする。ただし、必要と認める場合は、別に期日を定めてこれを行うことができる。

- 2 家庭主等は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに市長に返還しなければならない。

（関係簿冊）

第9条 市長は、ひとり親家庭医療費給付の適正を期するため、簿冊を備え付けるものとする。

- 2 市長は、前項の簿冊を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊予市母子家庭医療費助成条例施行規則（昭和49年伊予市規則第24号）、中山町母子家庭医療費助成条例施行規則（昭和50年中山町規則第2号）又は双海町母子家庭医療費助成条例施行規則（昭和58年双海町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月9日規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前までに、改正前の伊予市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為は、改正後の伊予市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成27年12月28日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている第2条から第6条まで、第9条から第12条まで、第14条から第16条までの規定による改正前の規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)